

ご利用の流れ

申込期間の確認

申込からご利用決定まで ▼

Step0

●利用申請期間の確認

利用日（または利用期間の初日）の属する月の13ヶ月前の1日から、

利用日（または利用期間の初日）の属する月の4ヶ月前の末日まで

<例>利用希望日：令和6年12月24日の場合→お申込み受付期間：令和5年11月1日から令和6年8月31日まで

- ・受理したお申込みは偶数月の20日で締め、隔月（原則奇数月）に行われる利用検討会を経て承認・不承認を決定します。
- ・申請から承認・不承認の決定までお時間がかかる場合があります。
- ・利用承認前に当劇場での開催を公表することはできません。

Step1

●空き状況のご確認

お電話またはホームページのイベントカレンダーで、最新の空き状況をご確認ください。

○公益財団法人としま未来文化財団：03-6912-5211（平日10:00～17:00）

Step2

●フォームからお申込み

お申込みフォームに必要事項を入力すると、「利用申請書」「利用計画書」が作成され、送信されます。

「ご利用案内」「個人情報の保護について」「騒音対策について」「公園占用の許可条件について」をお読みいただき、チェックを入れていただきますようお願いいたします。お申し込みは完了しませんのでご注意ください。

○[お申込みフォーム](#)

Step3

●企画書提出

お申し込みを受理した後、指定の企画書を作成し、お知らせする期限までにメールでご提出ください。

Step4

●利用検討会・プレゼンテーション

利用検討会にて企画のプレゼンテーションをお願いいたします。

（利用検討会は原則として奇数月に開催いたします。）

検討会での意見をふまえて、豊島区が利用の承認・不承認を決定します。

承認の場合は利用承認書、不承認の場合は利用不承認通知書をお送りします。

※なお、この承認は舞台棟利用についてのもとなります。舞台棟を除く公園部分については、利用日の1か月前に行う利用打合せ後、豊島区公園緑地課に「占用申請」を行い「占用許可証」の発行を受ける必要があります。

Step5

🕒 ご利用承認から1ヶ月以内

✔️ 使用料のお支払い

利用承認を受けてから**1か月以内**に野外劇場使用料を指定口座にお振込みください。付帯設備の使用が確定している場合は、付帯設備使用料も合わせてお支払いください。

期限までに使用料のお振込みが確認できない場合には、利用承認を取り消すことがあります。

🕒 ご利用日1ヶ月前

✔️ 打ち合わせ

○利用日の1ヶ月前までに運営面・技術面（照明、音響、舞台、映像等）の打ち合わせを行います。打ち合わせ日時は調整の上決定いたします。打合せ前に下見のご希望がありましたらお知らせください。

○付帯設備（照明、音響）を使用する場合は、付帯設備使用料を指定口座にお振込みください。

○劇場図面、付帯設備一覧、必要書類は当ホームページの[「各種資料ダウンロード」](#)ページからダウンロードできます。

🕒 打ち合わせ後

✔️ 各所への申請

打ち合わせで申請内容を確認後、各機関へご提出いただきます。

<客席の設置をする場合> → 池袋消防署

<飲食物の提供をする場合> → 池袋消防署、池袋保健所

<公園占用（全ての主催者）> → 豊島区公園緑地課

●キャンセルや変更について

利用日（または利用期間の初日）の属する月の7ヶ月前の1日までに利用しないことを申し出た場合、納入済み使用料の半額を還付します。

<例>利用日：令和6年11月11日の場合

令和6年4月1日までに利用しないことを申し出・・・半額還付

令和6年4月2日以降に利用しないことを申し出・・・還付できません

Step6

🕒 利用開始

当日のご利用開始の際は、楽屋口にて利用承認書を提示してから作業を開始してください。

🕒 利用中

✅ 注意事項

○利用可能時間 9:00～22:00（22:00完全退館&鍵の返却）

ただし、音出しが可能な時間帯は 9:00～21:00です。

○騒音対策

設営、本番の音量については、周辺住民や店舗に配慮してください。

①以下の行為は、音量が過大になるためおやめください。

- ・マイクを通して大きな声を出す、叫ぶ
- ・観客を煽る行為

②リハーサル・イベント当日の音量は、現場スタッフの指示に従ってください。

③上記を遵守いただけない場合、音量が変わらない場合は、次回以降のご利用をお断りすることがあります。

🕒 利用終了

○ゴミは必ずお持ち帰りください。持ち帰れない場合は、民間回収業者を手配してください。

設置物の処分や清掃が不十分な場合は、処理費用を負担していただきます

Step7

🕒 ご利用後

○ご利用後に汚損・破損や清掃の不備があった場合は、処理費用や修繕費用をご負担いただく場合がございます。

○来場者数等の資料提出にご協力ください。